# 2 指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映関係

## 第5表 民間における賞与の考課査定分の配分状況

(民間企業における部長等賞与に関する聴取結果)

項目	部 長 級 (兼務役員)		部 長 級(非役員)	
企業規模	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%
500人以上	59.1	40.9	45.0	55.0

#### [備考]

1. 聴取対象企業:企業規模500人以上の本店100事業所(85事業所について集計)

2. 聴取項目: 平成20年冬季賞与における考課査定分の割合

3. 聴取期間:平成21年3月5日~3月19日

#### <参考>

(平成20年職種別民間給与実態調査)

	項目	課 長 級		係員	
1	È業規模	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%
	規模計	53.2	46.8	57.9	42.1
	500人以上	44.9	55.1	55.5	44.5
	100人以上500人未満	55.4	44.6	60.3	39.7
	100人未満	53.5	46.5	55.6	44.4

### 第6表 指定職俸給表適用職員の勤勉手当の成績率

(再任用職員以外の職員)

(再任用職員)

成績区分	成 績 率	成績区分  成績 率
優秀	170/100以下 92/100以上 (注)	優 秀 45/100超
良 好 (標準)	80/100	良 好 (標準)
良 好 (標準) でない	80/100未満	良 好 (標準) 45/100未満 でない

<sup>(</sup>注) 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、 警察庁長官及び金融庁長官については、85/100

(参考) 人事評価の基準、方法等に関する政令(平成21年政令第31号)(抄)

(定期評価における評語の付与等)

- 第6条 定期評価における能力評価に当たっては評価項目ごとに、定期評価における業績評価に当たっては第4条第4項に規定する役割(目標を定めることにより示されたものに限る。)ごとに、それぞれ評価の結果を表示する記号(以下「個別評語」という。)を付すほか、当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号(以下この章において「全体評語」という。)を付すものとする。
- 2 個別評語及び全体評語は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める 数の段階とする。
  - 一 第19条第1号に掲げる職員のうち、事務次官及びこれに準ずる職にある職員 2
  - 二 第19条第1号に掲げる職員のうち、前号に掲げる職員以外の職員 3
  - 三 前2号に掲げる職員以外の職員 5
- 3 個別評語及び全体評語を付す場合において、能力評価にあっては第4条第3項の発揮した能力の程度が、<u>業績評価にあっては同条第4項の役割を果たした程度が</u>、それぞれ<u>通常のものと認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、前項に定める</u>段階のうち当該各号に定めるものを付すものとする。
  - 一 前項第1号に掲げる職員 上位の段階
  - 二 前項第2号及び第3号に掲げる職員 中位の段階
- 4 (略)

(定期評価についての特例)

#### 第19条 (略)

- 一 <u>国家行政組織法</u> (昭和23年法律第120号) <u>第6条に規定する長官、同法第18条第</u> <u>1項に規定する事務次官、同法第21条第1項に規定する事務局長、局長若しくは部</u> 長の職又はこれらに準ずる職にある職員
- 二•三 (略)